

謝礼品登録の方法

○謝礼品登録までの流れ

<手順①>

競争参加資格審査申請を行い、近江八幡市の競争参加資格有資格者名簿に登録する。

【担当課：管財契約課（Tel：0748-36-5557）】

- ・ 近江八幡市が発注する入札等に参加するために必要な登録であり、手順②に進むために必要な要件でもあります。
- ・ 申請受付は、例年 12 月頃です。

<手順②>

ふるさと応援寄附推進事業謝礼品請負事業者登録申請を行い、謝礼品請負事業者に登録する。

【担当課：魅力発信課（Tel：0748-36-5541）】

- ・ 謝礼品を取り扱う事業者になるために必要な登録です。
- ・ 手順①の競争参加資格について市管財契約課から登録が完了した旨の通知を受けた後、魅力発信課にて手続きを行ってください。
- ・ 「役務提供」での登録が必要です。

<手順③>

謝礼品にしたい商品等を申請し、謝礼品審査会にて承認を受ける。

【担当課：魅力発信課（Tel：0748-36-5541）】

- ・ 謝礼品審査会にて審査を受けるために必要な申請です。
- ・ 謝礼品審査会は、例年、月 1 回（12 月、1 月除く）開催されます。
- ・ 別の商品等が既に本市の謝礼品として登録されている事業者であっても、補助対象事業を新たに謝礼品として登録する必要があります。

○注意事項

- ・ 手順①, ②, ③に関する申請要件や今年度の申請受付期間、必要書類等の詳細については、各担当課にお問い合わせください。
- ・ 体験型事業創出事業補助金の加算要件（補助対象事業を、令和 9 年 3 月 31 日までに近江八幡市のふるさと納税の謝礼品として登録すること）を適用するためには、まず手順①, ②をそれぞれ令和 7 年度中に行う必要があります。